

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 ( 変更年月日 )	件 名 [ 契約の相手方 ]	金額変更(円) 議決金額 変更後金額 変更金額	増減率 ( % )	工期変更 議決工期 変更後工期	変更理由
71	27.6.30 平成27年 第2回足立区 議会定例会で 承認71号	東和地域学習センター 大規模改修工事  [三浦・堀真建設共同企業体]	653,940,000			工事請負契約約款第24条第6項 に基づく賃金の変動があったこと による。
11	28.5.10 平成28年 第2回足立区 議会定例会で 報告11号		659,664,000  5,724,000	0.88%		
	(処分日) 29.6.9 (契約変更日) 29.6.9		676,479,600  16,815,600	3.45%		( 1 ) 主管課要望により工事の 追加、仕様の変更が必要となっ たことによる。  ( 2 ) 工事の進捗に伴い既存施 設の故障や補強が必要な箇所が 発見されたことによる。